

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{カブシキガイシャティーケーピー}株式会社TKP
 住所 京都府相楽郡精華町光台9丁目11-22
^{フリガナ}代表者氏名 ^{代表取締役}小林 竜哉
 電話番号 0774-93-0272
 FAX番号 0774-95-3872
 メールアドレス rossodrago@live.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 **TKP**
住 所 京都府相楽郡精華町光台9丁目11-22
代表者氏名 **代表取締役**
小林 竜哉

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
コバヤシ タツヤ 代表取締役 小林 竜哉	コバヤシ キヨミ 取締役 小林 清美
事業の範囲	建設業法に基づく土木一式工事 管工事業 水道施設工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 T K P
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 619-0237 住所 京都府相楽郡精華町光台9丁目11-22 電話番号 0774-93-0272 F AX番号 0774-95-3872 メールアドレス rossodrago@live.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
小林 竜哉	第65073号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
作業車両	ダンプ	2 t DT	1	
	作業車	軽バン	1	
エンジン工具	ランマー	60kg	1	
	プレート	60kg	1	
	カッター		1	
電動工具	研り	電動ハンマー	2	
	インパクトレンチ	電動	2	
	ドリル	振動ドリル	1	
	グラインダー	ベビーサンダー	1	
	水中ポンプ		1	
充電工具	インパクトレンチ	18V	2	
	インパクトレンチ	11V	1	
	ドリル	18V	1	
	セイバーソー	18V	1	
	丸ノコ	18V	1	
管の切断用機械	金切ノコ		1	
	塩ビカッター		1	
	パイプカッター		1	
管の加工用機械	パイプレンチ トレンチ プライヤー		10 2 5	
	テストポンプ		1	
	パイプ圧着機		1	
	パイプねじ切り ヤオリ 箱尺	N-40A	1 / 3	
水準器	レベル		1	
	レーザー水準器	T-10K	1	
水圧テストポンプ	手動式		1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 TKP
住 所	京都府相楽郡精華町光台9丁目11-22
代表者氏名	代表取締役 小林 竜哉

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府相楽郡精華町光台九丁目11番地22
株式会社TKP

会社法人等番号	1300-01-063879
商号	株式会社TKP
本店	京都府相楽郡精華町光台九丁目11番地22
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	平成31年2月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業法に基づく土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、水道施設工事、解体工事の請負、施工 2. 都市計画並びに地方計画に関する企画、調査、設計 3. 造園、緑化工事の企画、設計、施工 4. 建築資材の販売 5. 産業廃棄物の処理並びにアスファルト合成骨材その他土木建築用資材等の廃棄物による再生製品の販売 6. バルコニー、カーポート、テラス、門扉、フェンス等のエクステリア商品の販売 7. 空調機器の販売 8. 衛生設備機器の販売 9. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業 10. 新車、中古車の販売 11. 車検、整備の斡旋 12. 自動車部品販売 13. 中古車輸出入 14. 損害保険代理店業 15. 情報処理サービス業 16. ホームページの企画、制作 17. インテリア用品、一般日用品雑貨、衣料雑貨品の輸出入、販売 18. 衣料品、衣料用繊維製品、装身具、鞆、時計、文房具その他事務用品の企画、制作、販売 19. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 20. 総合リース業 21. 福祉用具の販売及び賃貸 22. 農業 23. 道路標識、カーブミラー、バリケード看板、懸垂幕、横断幕、銘板、旗、のぼり、掲示板、選挙用品等の物品の販売 24. 前各号に付帯する一切の業務
発行可能株式総数	5000株

京都府相楽郡精華町光台九丁目11番地22
株式会社TKP

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 小林 竜 哉
	取締役 小林 清 美
	京都府相楽郡精華町光台九丁目11番地22 代表取締役 小林 竜 哉
登記記録に関する 事項	設立 平成31年 2月 1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 3年12月22日

京都地方法務局木津出張所
登記官

安 田 博



株式会社TKP定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社TKPと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設業法に基づく土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、水道施設工事、解体工事の請負、施工
2. 都市計画並びに地方計画に関する企画、調査、設計
3. 造園、緑化工事の企画、設計、施工
4. 建築資材の販売
5. 産業廃棄物の処理並びにアスファルト合成骨材その他土木建築用資材等の廃棄物による再生製品の販売
6. バルコニー、カーポート、テラス、門扉、フェンス等のエクステリア商品の販売
7. 空調機器の販売
8. 衛生設備機器の販売
9. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
10. 新車、中古車の販売
11. 車検、整備の斡旋
12. 自動車部品販売
13. 中古車輸出入
14. 損害保険代理店業
15. 情報処理サービス業
16. ホームページの企画、制作



17. インテリア用品、一般日用品雑貨、衣料雑貨品の輸出入、販売
18. 衣料品、衣料用繊維製品、装身具、鞆、時計、文房具その他事務用品の企画、制作、販売
19. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
20. 総合リース業
21. 福祉用具の販売及び賃貸
22. 農業
23. 道路標識、カーブミラー、バリケード看板、懸垂幕、横断幕、銘板、旗、のぼり、掲示板、選挙用品等の物品の販売
24. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都府相楽郡精華町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第7条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第8条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するこ



とを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 14 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。



(招集)

第 15 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会
は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 16 条 株主総会を招集するには、株主総会の日々の 2 週間前までに、議決権を行使
することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を
定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使する
ことができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又
は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催する
ことができる。

(招集権者及び議長)

第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれ
を招集する。複数の取締役を置く場合は、取締役の過半数の決定により、取締役
社長がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は支障が
あるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定める順序により、他の取
締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは株主総会において出席株主
中から選出する。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権
を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した
当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主
の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2
以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 19 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合にお



いて、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第 20 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 21 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役又は議長、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において株主総会の日から 10 年間備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び代表取締役

（員数）

第 22 条 当会社の取締役は、1 名以上とする。

（取締役選任及び解任の方法）

第 23 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（任期）

第 24 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの



に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 25 条 当会社に取締役を複数置く場合には、代表取締役 1 名を置き、取締役の互選により定める。

- 2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。
- 3 当会社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年 1 1 月 1 日から翌年 1 0 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 28 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 1 0 月 3 1 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 29 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。



第6章 附 則

(設立時取締役)

第30条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 小林竜哉

設立時取締役 小林清美

(設立時代表取締役)

第31条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

京都府相楽郡精華町光台九丁目11番地22

設立時代表取締役 小林竜哉

(設立に際して出資される財産の最低額)

第32条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金500万円とする。

(成立後の資本金及び資本準備金の額)

第33条 当社の成立後の資本金の額は、設立に際して株主となる者が払込み又は給付をした財産の額とし、資本準備金には組み入れない。

(発起人の氏名ほか)

第34条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

京都府相楽郡精華町光台九丁目11番地22

発起人 小林竜哉 500株、 金500万円

(最初の事業年度)

第35条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から2019年10月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。



以上、株式会社TKP設立のため、発起人小林竜哉の定款作成代理人である司法書士
新家忠弘は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

2019年1月30日

京都府相楽郡精華町光台九丁目11番地22

発起人 小林 竜 哉

上記発起人1名の定款作成代理人

京都府京都市山科区御陵久保町51番地1

司法書士 新家 忠弘



同一の情報の提供

提供の日付： 2019年2月1日

公証人： 13010021 田 中 澄 夫



所属法務局： 京都地方法務局

公証役場： 京都公証人合同役場

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町
436番地の2 (シカタ ディス ビル5階)

請求対象の登簿管理番号： 19-1301002102001538

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

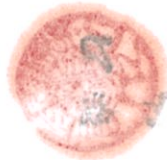
請求対象の認証日： 2019年2月1日

請求対象の処理公証人： 13010021 田 中 澄 夫

所属法務局： 京都地方法務局

公証役場： 京都公証人合同役場

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町
436番地の2 (シカタ ディス ビル5階)



これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

令和3年12月23日

「この定款の写しは、原本に相違ありません」

株式会社 7 K 7

代表取締役 小林 竜



給水装置工事主任技術者証



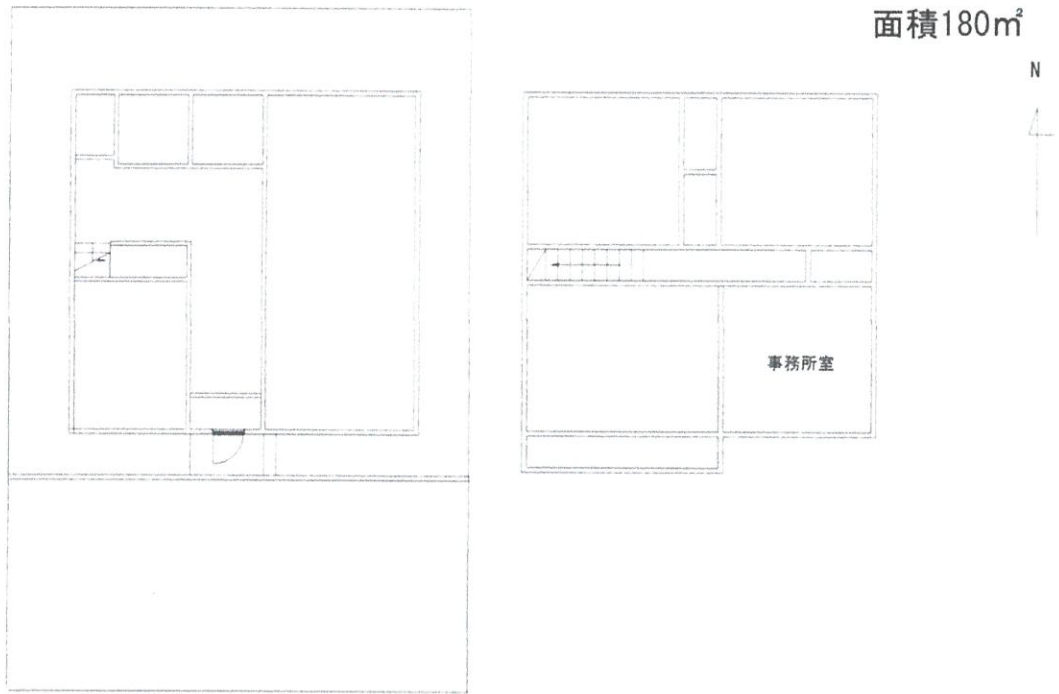
免状番号 第65073号
交付年月日 平成10年 7月22日
本 籍 京都府
フリガナ コハヤシ タツヤ
氏 名 小林 竜哉
生年月日 昭和39年 6月 5日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



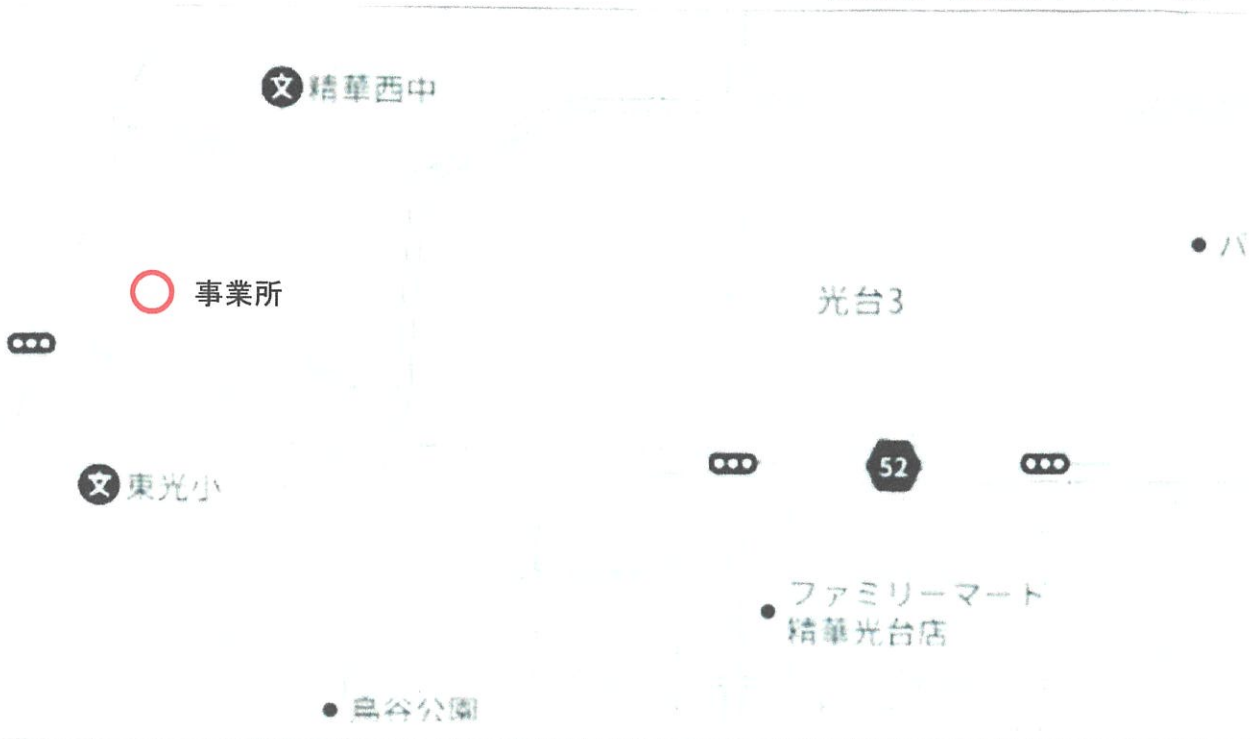


営業所の平面図



営業所の付近見取り図

近鉄奈良線 新祝園駅下車 バス 20分





事業所



入口



事務所

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 〇年 〇月 〇日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 カブシキガイシャティーケーピー
株式会社TKP

住所 京都府相楽郡精華町光台9丁目11-22

^{フリガナ}代表者氏名 ~~代表取締役~~
小林 竜哉

電話番号 0774-93-0272

FAX番号 0774-95-3872

メールアドレス rossodrago@live.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 3 (水道法施行規則第 22 条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 **TKP**
住 所 京都府相楽郡精華町光台 9 丁目 11-22
代表者氏名 小林 竜哉

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 TKP	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
コバヤシ タツヤ 小林 竜哉	第 65073 号	

(備考) この用紙の大きさは、A 列 4 番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第65073号
交付年月日 平成10年 7月22日
本 籍 京都府
フリガナ コバヤシ タツキ
氏 名 小林 竜哉
生年月日 昭和39年 6月 5日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

